

第五十一号

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表中「四六〇円」を「四七〇円」に改める。

(徳島県漁港管理条例の一部改正)

第二条 徳島県漁港管理条例(昭和四十三年徳島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の表中「五二五」を「五四〇」に、「二〇五」を「二〇八」に改め、同表の二の表中「六二円」を「六三円」に、「二二〇円」を「二二六円」に、「五二五円」を「五四〇円」に、「四二円」を「四三円」に、「五二円」を「五三円」に改める。

別表第二の一の表中「七八円」を「八〇円」に、「二二五円」を「二二八円」に改め、同表の二の表中「二二五円」を「二二八円」に、「三二五円」を「三二四円」に、「四二円」を「四三円」に、「五二円」を「五三円」に改める。

(徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例(平成十六年徳島県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「六百元」を「六百十円」に改める。

別表第一中

三、〇〇〇円
二、〇〇〇円
一、〇〇〇円

 を

三、〇八〇円
二、〇五〇円
一、〇二〇円

 に改める。

別表第二中「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に、「四、六六〇円」を「四、七九〇円」に、「三四、五〇〇円」を「三五、四八〇円」に、「四二〇円」を「四二〇円」に改める。

(徳島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例の一部改正)

第四条 徳島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例(昭和五十八年徳島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表中「二二〇円」を「二三三円」に、「八三円」を「八五円」に、「五〇八円」を「五三三円」に、「三七七円」を「三八七円」に、「三四五円」を「三五四円」に、「三六円」を「三七円」に、「三三七円」を「二四三円」に改める。

(徳島県貯木場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第五条 徳島県貯木場の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の表中「三四・六五円」を「三五・六四円」に、「三九・九〇円」を「四一・〇四円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第五条及び附則第四項の規定は、同年五月一日から施行する。

(徳島県漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に届出をし、又は許可を受けている漁港施設の使用若しくは占用又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地に係る土砂の採取若しくは占用に係る使用料、占用料又は土砂採取料については、当該届出又は許可に係る期間中に限り、なお従前の例による。

(徳島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に目的外使用の許可を受けている土地改良財産の使用に係る使用料については、当該目的外使用の許可の期間中に限り、なお従前の例による。

(徳島県貯木場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第五条の規定の施行の際現に使用の許可を受けている貯木場の使用に係る使用料については、当該使用の許可の期間中に限り、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料及び手数料の額並びに利用料金の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。